

篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会単位で将来人口について考え、それぞれの自治会の特色を生かした独自の「ふるさと篠山に住もう帰ろう運動」に取り組むことにより、地区人口、ひいては、コミュニティの維持を促進するため、篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、自治会とする。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、自治会が行う「ふるさと篠山に住もう帰ろう運動」に係る事業（以下「事業」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、自治会が行う事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動
- (2) 政治活動
- (3) 選挙活動
- (4) その他反社会的活動又は公序良俗に反する活動

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要する経費であって、次に掲げるものとする

- (1) 調査・研究・協議に要する経費
- (2) 広報・交流活動に要する経費
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前号各号に掲げる経費のうち、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 他の事業に転用可能な備品の購入に要する経費
- (2) 設備・施設の改修に要する経費
- (3) 自治会役員への謝金
- (4) 販売物の仕入れに要する経費
- (5) 飲食店での飲食、又はアルコール類の購入（弁当の購入を除く。）に要する経費。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1自治会につき10万円を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする自治会は、篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの
（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該自治会に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定について一定の条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた自治会（以下「交付決定自治会」という。）は、事業が完了したときは、速やかに篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの
（補助金の交付）

第9条 交付決定自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金（概算）請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定自治会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の執行方法等が不適當であると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が交付の目的に違反すると認めたとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(帳簿等の保存等)

第12条 交付決定自治会は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

篠山市長 様

申請者 自治会名
代表者住所
代表者氏名 ⑩
電話番号

篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金交付申請書

見出しのことについて、 年度篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金の交付を受けたいので、篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 円

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

自治会名	
補助金の名称	篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金
事業の目的	
事業の内容	
期待される効果	
事業期間	年 月 日～ 年 月 日

様式第3号（第6条関係）

収支予算書

（単位：円）

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
合 計		

2 支出の部

科 目	予 算 額		摘 要
		うち補助対象 外経費	
合 計			

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

篠山市長



篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金の交付申請については、下記のとおり決定したので、篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

自治会名	
補助金の額	円
交付の条件	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

篠山市長 様

申請者 自治会名
代表者住所
代表者氏名 ⑩
電話番号

篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された事業について、篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付決定額	円
執行額	円
余剰額	円
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第6号（第8条関係）

事業報告書

自治会名	
補助金の名称	篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金
事業の目的	
事業の内容	
事業の実施により 地域に与える 影響及び成果	
今後の展開	

様式第7号（第8条関係）

収支決算書

（単位：円）

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
合 計		

2 支出の部

科 目	決 算 額		摘 要
		うち補助対象 外経費	
合 計			

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

篠山市長 様

申請者 自治会名
代表者住所
代表者氏名 ⑩
電話番号

篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金（概算）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました
年度篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金について、
篠山市わが家・わが村の住もう帰ろう運動推進事業補助金交付要綱第10条の
規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先金融機関等

金融機関	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	